

ID: 253

担当部署: 上下水道局

処分の概要	排水設備工事の確認及び変更確認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市農業集落排水処理施設条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第153号		
【根拠条文】 (排水設備工事の確認及び検査) 第7条 排水設備の新設、増設、改造又は撤去をしようとする者は、あらかじめ市長に申請書を提出して、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた内容を変更しようとするときも同様とする。 2 前項の工事が完了したときは、工事の完了した日から7日以内に市長に届け出て完成検査を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、長門市農業集落排水処理施設条例第6条第2項の規定による。 (排水設備の設置等) 第5条 処理区域内に建築物を所有する者(建築物の敷地でない土地に排水設備を必要とする土地の所有者を含む。)は、前条第2項の規定による告示がされたとき(以下「告示日」という。)は、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。 2 前項の排水設備の設置及び構造の技術上の基準、排水処理施設との接続方法等については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)、下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)及び長門市下水道条例(平成17年長門市条例第151号。以下「下水道条例」という。)の例による。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 4 年 2 月 28 日